

# 議 事 録

令和4年9月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

# 令和4年第9回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年9月5日(月) 9時56分から10時37分 山鹿市役所 4階 401会議室

## 1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 欠 席	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 欠 席	6番 稲葉 和弘	7番 欠 席	8番 米岡 一利
9番 欠 席	10番 志方 精之	11番 欠 席	12番 欠 席
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

## 2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

6名: 1番 多久 正光 5番 徳丸 誠次郎 7番 廣田 幸徳 9番 光永 太  
11番 廣松 久喜 12番 田中 春雄

## 3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長: 入江 智紀 局長補佐: 一法師 進 局長補佐兼農地調整係長: 坂口 美治  
農政係長: 富田 和貴 主任主事: 北原 薫

## 4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 5. 議題

議案第71号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請  
議案第72号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第73号 農地転用事業計画変更承認申請  
議案第74号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第75号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転  
議案第76号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(農地中間管理機構)  
議案第77号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転  
議案第78号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断  
報告第13号 農地法第3条第3の規定による届出  
報告第14号 農地法第5条第1項の規定による届出

## 1. 開 会

○限部副会長（限部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員を8人に絞り開催させていただきます。なお、出席委員は8名ですが、在任委員の過半数の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により、総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和4年第9回総会を開会致します。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、4番：長曾我部徹委員、6番：稲葉和弘委員にお願いします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第71号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第71号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号133番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める別段面積1アール要件による取得です。

譲受理由は、譲受人の住居予定地に隣接することから、耕作便利によるものです。

調査書1ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号134番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。  
調査書2ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号135番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。  
調査書3ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号136番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。  
調査書4ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号137番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
本案件は、山鹿市が定める別段面積1アール要件による取得です。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書5ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号138番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書6ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号139番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。  
調査書7ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号140番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書8ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号141番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書9ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号142番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書10ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号143番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書11ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

以上11件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 133 番から 136 番を北部地区担当委員

6 番（稲葉和弘君）

提案番号 133 番から 136 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 137 番から 139 番を南部地区担当委員

10 番（志方精之君）

提案番号 137 番から 139 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 140 番から 143 番を東部地区担当委員

2 番（守川千穂君）

提案番号 140 番から 143 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。なお、提案番号 140 番につきましては、現地在建設資材置場として利用されていますので、先日の現地調査時に現地を確認してきました。

事務局から譲受人に再度、作付けについての営農計画の聞き取りが行われ、現地の建設資材等を撤去し、栗・みかん等の作付けを行うとの確認が取れましたので、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 71 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 72 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案 72 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 19 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑 2 筆計 1,891 m<sup>2</sup>を山林として転用する案件です。なお、申請地は、昭和 60 年頃に竹林に転用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。調査書の 12 ページに立地基準を、13 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 20 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑 2 筆計 1,013 m<sup>2</sup>を一般個人住宅として転用する案件です。なお、申請地には高低差があり、畦畔部分と形状が不整形のため、実際に有効利用できない面積があること、また、申請者が営む事業用駐車場及び通路として利用する面積が必要であることから、一般基準のおおむね 500 m<sup>2</sup>を上回る面積での申請となっています。

調査書の 14 ページに立地基準を、15 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 19 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 19 は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 20 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 20 は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第72号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第73号、農地転用事業計画変更承認申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案73号 農地転用事業計画変更承認申請です。

提案番号8番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

当初転用者は法人で、平成5年に砕石置場及び大型車両離合用地として転用の許可を受け、10年程度利用がありましたが、砕石需要の低下に伴い山林として管理するため、事業内容を変更するものです。

調査書の16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、承認相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第73号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第74号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第74号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号62番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は中古車販売業を営む個人で、申請地の畑2筆計1,117㎡を取得し、車両保管及び展示駐車場として転用する案件です。

調査書の18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号63番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。  
転用者は個人で、申請地の田945㎡を取得し、集団住宅として転用する案件です。  
調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号64番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。  
転用者は個人で、申請地の畑392㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。  
調査書の22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号65番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。  
転用者は法人で、申請地の畑2筆計2,218㎡を取得し、既存の資材リサイクル場用地の拡張を行う案件です。  
調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号66番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。  
転用者は法人で、申請地の畑30㎡を取得し、隣接する申請人所有の資材置場の進入路として転用する案件です。  
調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号67番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。  
転用者は個人で、申請地の畑18㎡を取得し、隣接地の進入路に転用する案件です。  
調査書の28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号68番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。  
転用者は個人で、元水路である法定外公共物の畑58㎡の払い下げを受け、議案第72号提案番号20番と同一事業として、一般個人住宅として転用する案件です。  
調査書の30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しています。  
本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。  
以上、7件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号62番から64番を南部地区担当委員

3番（森喜代輝君）

提案番号62番から64番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号65番から68番までを東部地区担当委員

8番（米岡一利君）

提案番号65番から68番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第74号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第75号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第75号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号20番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりで、譲受人は農地所有適格法人で、申請地を取得後、農機具倉庫の建築を予定しております。

当該案件につきましては、農業経営基盤強化促進法の公告により転用も行うもので農地法の許可は不要となっております。

しかしながら、農用地区域において転用を行う場合は、農業振興地域整備計画における農用地から農業用施設用地への用途区分変更手続きが必要となります。申請者から用途区分変更申請書が提出され、6月24日付けで農業施設用地に用途区分変更公告が行われております。

また、農機具倉庫の建築に関する事業計画を徴しており、農地法の許可基準に照らし合わせ許可相当と判断しております。

なお、この案件に関する調査書については、調査書32ページに記載のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第76号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第76号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定36件、その面積は54,242㎡でございます。

提案番号159番から30ページの提案番号174番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、159番から169番までは水稻、170番から173番までは麦、174番は麦、大豆を作付け予定でございます。

なお、ただいま説明しました申請に係る調査書については、別紙調査書33～35ページに記載のとおりです。

また、提案番号159番から169番までの法人については、今回が初めての申請となりますので法人の概要について説明いたします。調査書は33ページをご覧ください。

農地所有適格法人については、①法人形態要件、②事業要件、③議決権要件、④役員要件の4つの要件全てを満たすことによって、農地の所有権等を取得して農業経営を行うことのできる法人です。

まず、法人形態要件につきましては、令和2年8月3日に合同会社として法人登記がなされております。

次に、事業要件につきましては、主たる事業が農業であることとなります。定款及び履歴事項全部証明に農産物の生産・加工、販売等の記載があります。

次に、議決権要件につきましては、総議決権の過半は農業関係者となっております。本法人の議決権は2で、そのうち法人の農業常時従事者の占める議決権が2であります。

最後に、役員要件につきましては、役員2名のうち全員が年間300日農業に従事しております。以上のように4つの要件全てを満たしております。

なお、この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第76号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第77号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第77号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が16件、再設定が7件でその面積は、34,097㎡でございます。

提案番号125番から34ページの134番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容については、125番から126番までは水稻、127番は芋、128番はスイカ、129番は芋、130番から131番まではポット苗木、132番は水稻、133番はスイカ、134番は水稻を作付け予定でございます。

只今説明しました申請に係る調査書は36ページから44ページ記載のとおりです。

なお、提案番号125番から134番までの全ての議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第77号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第78号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

議案第78号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号28番の土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、別紙2の「現地写真・土地利用計画図」の21ページに掲載のとおりです。

自然発生した雑木等が繁茂している状態で、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

なお、今回の地番に隣接する周辺の農地数筆につきましては、R1.12.5 付けで既に非農地判断の議決をいただいているものでございます。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第78号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

#### 4. 報 告

○議長 (坂本照子君)

次に、報告第13号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

報告第13号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年7月に届出がありました件数は11件、筆数の合計は58筆、面積の合計は52,354㎡でございます。詳細につきましては、37～38ページに記載のとおりでございます。  
以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第13号は終わります。

次に、報告第14号、農地法第5条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第14号、農地法第5条第1項の規定による届出について報告いたします。

令和4年7月に届出がありました件数は2件、土地の所在、申請者等は記載のとおりです。受付番号5、及び6号ともに携帯電話基地局でございます。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第14号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和4年第9回総会を閉会いたします。

-----○-----

## 6. 閉 会

○限部副会長（限部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

4番 農業委員

長曾我部 徹

6番 農業委員

稻葉 和弘